

令和7年第3回東浦町選挙管理委員会会議録

令和7年6月25日午前9時から東浦町役場第1会議室において、令和7年第3回東浦町選挙管理委員会を開催した。

附議事件

- 議案第9号 ポスター掲示場の設置場所について
- 議案第10号 期日前投票所の指定について
- 議案第11号 在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について
- 議案第12号 投票所の指定について
- 議案第13号 開票の場所及び日時について
- 議案第14号 投票所内の氏名等の掲示の掲載順序決定のくじの場所及び日時について
- 議案第15号 開票立会人となるべき者のくじの場所及び日時について
- 議案第16号 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について
- 議案第17号 投票管理者及び同職務代理者の選任について
- 議案第18号 開票管理者及び同職務代理者の選任について
- 議案第19号 期日前投票所の投票立会人の選任について（非公開）
- 議案第20号 投票立会人の選任について（非公開）
- 議案第21号 在外選挙人名簿登録移転者について（非公開）

会議に出席した委員（4名）

坂川勇・水野伊都子・久米孝・大木浩子

会議に出席した職員（4名）

佐藤泰匡・竹内友章・戸田剛史・大門航士

書記長は、出席者4名で、会議の成立及び傍聴人はいないことを報告した。

午前9時、委員長は、令和7年第3回東浦町選挙管理委員会の開会を宣告した。

委員長は、本日の会議について、議案第19号から第21号までを非公開とし、それ以外の議案は、公開とすることに異議はないか委員に諮ったところ、全員賛成、異議なしと認められた。

委員長は、議案第9号から第18号までを議題とすることを宣告し、書記に説明させた。

書記は、議案第9号について、令和7年7月20日執行の参議院愛知県選出議員選挙におけるポスター掲示場について、75箇所定めることを説明した。

議案第10号について、令和7年7月20日執行の参議院愛知県選出議員選挙及び参議

院比例代表選出議員選挙における期日前投票所を、東浦町役場西会議室に定めることを説明した。

議案第11号について、令和7年7月20日執行の参議院愛知県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における在外選挙人が行う期日前投票所について、東浦町役場西会議室に定めることを説明した。

議案第12号について、令和7年7月20日執行の参議院愛知県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における各投票所を10箇所定めることを説明した。

議案第13号について、令和7年7月20日執行の参議院愛知県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票の場所及び日時は、東浦町文化センターで、令和7年7月20日午後9時15分からとすることを説明した。

議案第14号について、令和7年7月20日執行の参議院愛知県選出議員選挙における投票所内の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじの場所及び日時を、東浦町役場第1会議室で、令和7年7月3日午後5時30分からとすることを説明した。

議案第15号について、令和7年7月20日執行の参議院愛知県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における東浦町開票区の開票立会人となるべき者のくじの場所及び日時は、東浦町役場第1会議室で、令和7年7月18日午前9時からとすることを説明した。また、参議院愛知県選出議員選挙の開票立会人の届出が10人以下の場合、参議院比例代表選出議員選挙の開票立会人の届出が10人以下の場合は、くじを行わないことを説明した。

議案第16号について、令和7年7月20日執行の参議院愛知県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票管理者及び同職務代理者は、4人を期日前投票管理者、1人を同職務代理者として選任することを説明し、それらの者の住所、氏名及び職務を行うべき日を併せて説明した。

議案第17号について、令和7年7月20日執行の参議院愛知県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における各投票区の投票管理者及び同職務代理者は、各投票区あたり各1人で、それらの者の住所及び氏名を説明した。

議案第18号について、令和7年7月20日執行の参議院愛知県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における東浦町開票区の開票管理者及び同職務代理者となる者の住所及び氏名を説明した。

委員長は、議案を採決することを告げ、議案第9号から第18号までについて、原案どおり可決することに異議はないか委員に諮ったところ、全員賛成、異議なしと認め、可決されたことを宣告した。

委員長は、議案第19号から第21号までを議題とすることを宣告し、書記に説明させた。

書記は、議案第19号について、令和7年7月20日執行の参議院愛知県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票期間である7月4日から7月19日まで各日4人（午前2人、午後2人）を選任することを説明し、それらの者の住所、氏名、党派及び立ち会うべき日時を併せて説明した。

議案第20号について、令和7年7月20日執行の参議院愛知県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票立会人の選任について、各投票所あたり投票立会人は3人から4人であり、それらの者の住所、氏名、党派及び立会時間を説明した。

議案第21号について、新たに在外選挙人名簿に登録の移転をする者は1名であり、申請者の氏名、性別、住民基本台帳上の最終住所、申請時の本籍地、生年月日及び住所地管轄公館又は事務所を説明した。

委員長は、議案を採決することを告げ、議案第19号から第21号までについて、原案どおり可決することに異議はないか委員に諮ったところ、全員賛成、異議なしと認め、可決されたことを宣告した。

委員長は、午前9時30分、令和7年第3回東浦町選挙管理委員会の閉会を宣告した。

ここに会議の顛末を記録し、次に署名する。

令和7年6月25日

東浦町選挙管理委員会

委員長	坂川 勇
委員	水野 伊都子
委員	久米 孝
委員	大木 浩子